

大分県報

令和三年
第二〇一号
四月二十三日

（金曜日）

目次

告示

- 土地改良区の定款変更認可（二件）……………一
- 特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立……………一
- 道路区域の変更……………一
- 労働委員会告示……………二
- 大分県労働委員会あつせん員候補者……………二
- 公告……………三
- 県営土地改良事業の工事の完了……………三

○告示

大分県告示第三百二十三号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和三年四月二十三日

土地改良区名	大井手堰土地改良区	所在地	中津市	認可年月日	令三・四・一三
--------	-----------	-----	-----	-------	---------

大分県告示第三百二十四号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和三年四月二十三日

令和三年四月二十三日

大分県報（告示）

一

土地改良区名	富水溜池土地改良区	所在地	速見郡日出町	認可年月日	令三・四・一三
--------	-----------	-----	--------	-------	---------

大分県告示第三百二十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。
令和三年四月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

- 加入区の名称
南海部第四加入区
- 加入区の区域
大分県漁業協同組合の地区のうち旧米水津村漁業協同組合の地区
- 加入区の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち小型定置網漁業

大分県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和三年四月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和三年四月二十三日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道二一三号	豊後高田市白野字高鼻五 一三〇番三まで	前 後	五・〇メートル 二四・八	八五・五	
		前 後	四〇・〇 一三・八	八五・五	

○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。
令和三年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名

着手年月日

完了年月日

県営中山間地域総合整備事業
(ほ場整備)
(豊後大野東部地区西泉工区)

平二七・九・一二

平三〇・三・二八

令和三年四月二十三日

大分県報(公告)